D　メリヤス編物又はクロセ編物（第六〇類）

統一システムの番号	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程			
	紡績工程	糸を浸染し、又はなせんする工程（注）	メリヤス編み又はクロセ編みの工程	織物を浸染し、又はなせんする工程（注）
六〇・〇一―六〇・〇六	必要	必要	必要	必要

注　「浸染し、又はなせんする」工程については、漂白、防水加工、蒸じゅう・デカタイジング、収縮仕上げ、マーセライズ加工その他の類似の作業を二以上伴うべきである。

E　衣類、衣類附属品及び紡織用繊維のその他の製品（第六一類、第六二類及び第六三・〇一項から第六三・一〇項まで）

統一システムの番号	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程	
	メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程	製品化の工程
六一・〇一―六一・一七 六二・〇一―六二・一七 六三・〇一―六三・一〇	必要	必要

附属書三（第三章関係）　運用上の証明手続

第一節　定義

この附属書の適用上、

(a)　「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給について、その発給を行う団体の指定について又は原産地証明書の発給に関連して必要な場合に適当な措置をとることについて責任を負う当局をいう。日本国については経済産業省をいい、インドについては商工省商務局をいう。

(b)　「関税上の特恵待遇」とは、第十九条1の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

第二節　関税上の特恵待遇の要求

1　輸入者は、輸出締約国の原産品について関税上の特恵待遇を要求するに当たり、輸入締約国の法令に従い要求される書類とともに、輸入締約国の税関当局に対し、原産地証明書を提出する。

2　1の規定にかかわらず、輸入締約国は、自国の法令に基づき原産地証明書に関する義務を免除することができる。

3　輸出締約国の原産品が第三十四条の規定に従い一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国の税関当局は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a)　輸出港及び輸入港を明示した通し船荷証券の写し

(b)　当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

4　3の規定にかかわらず、輸入締約国の税関当局は、輸入者に対し、第十一節に規定する運用上の手続の関連規定に従い、3(a)に規定する通し船荷証券の写しに加えて3(b)に規定する書類の提出を要求することができる。

第三節　原産地証明書の発給

1　前節1に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられたその代理人によって行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、この節の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給のための政府以外の団体を指定することができる。

3　輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この附属書において「指定団体」という。）を通報する。

4　両締約国は、この附属書の実施のため、この協定の効力発生の日に第十一節に規定する運用上の手続において英語による原産地証明書の様式を定める。

5　原産地証明書は、英語で記入する。

6　産品の輸出者が当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a)　当該輸出者が輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出する申告書であって、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

(b)　当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

7　原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって6(b)に規定するものが、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後にのみ発給される。

8　輸出締約国の権限のある政府当局は、当該権限のある政府当局又はその指定団体が使用する署名の見本及び印章の図案を、この協定の効力発生の日並びに当該署名の見本及び当該印章の図案がその後変更される場合にはその変更の日に輸入締約国に提供する。

9　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって6(b)に規定するものが、産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを自国の法令に従って確保する。

10　輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。

第四節　原産地証明書の有効性

1　発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用され、かつ、当該原産地証明書が発給された日から十二箇月間有効なものとする。

2　不可抗力により有効期間が経過した後に輸入締約国の税関当局に提出された原産地証明書は、受理されるものとする。

第五節　記録の保管

1　各締約国は、自国の権限のある政府当局又はその指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示された全ての文書等を含む。

2　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第三節6(b)に規定するものが、当該産品が原産品であることに関する記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを自国の法令に従って確保する。

3　この節の規定に従って保管される記録には、電子的な記録を含めることができる。